

処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件について

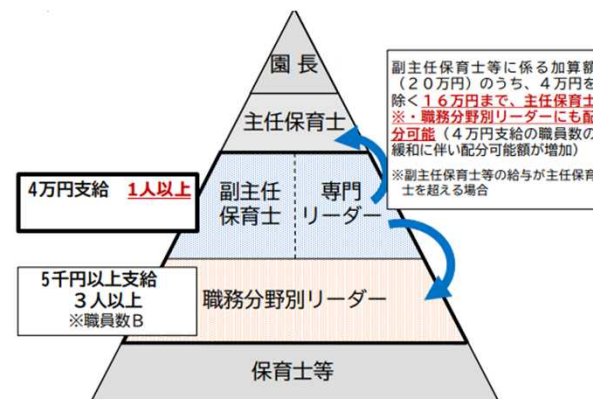
令和6年3月

札幌市子ども未来局施設運営課 作成

④ 処遇改善等加算Ⅱの仕組み

1 概要

副主任保育士等（月額4万円の処遇改善）
職務分野別リーダー等（月額5千円の処遇改善）
を設け、保育士等の処遇改善に取り組む施設に加算



2 要件

月額4万円の処遇改善の対象者

- ・ 副主任保育士等の発令
- ・ 修了すべき時間分の研修受講が完了していること

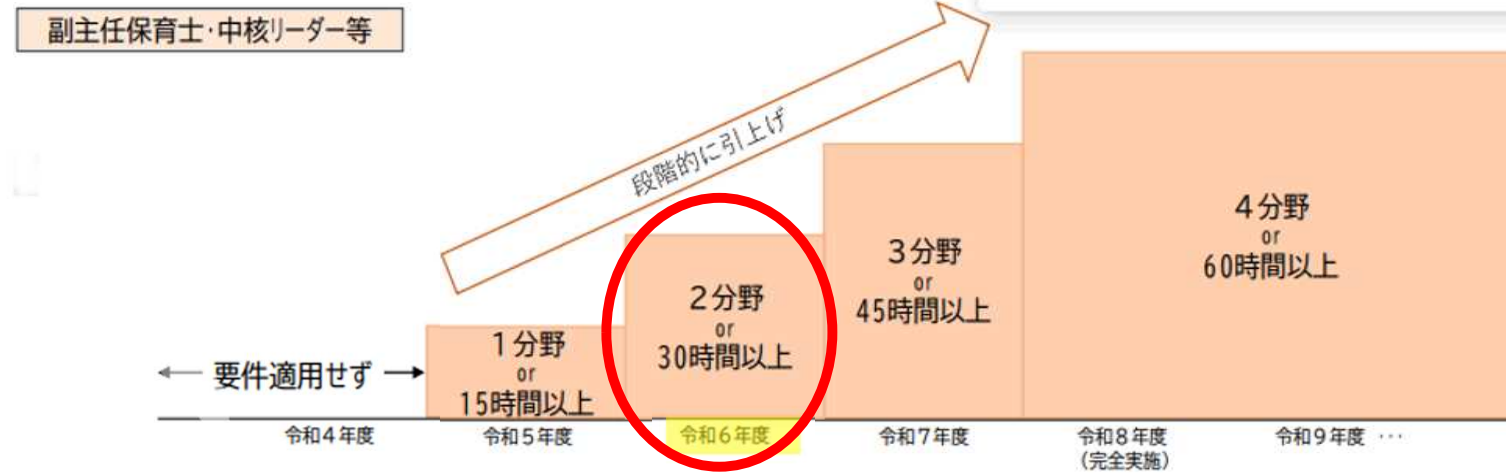
月額5千円の処遇改善の対象者

- ・ 職務別分野リーダー等の発令
 - ・ 修了すべき時間分の研修受講が完了していること
- ※令和6年度からは月額5千円の対象者も研修受講が必要となる



令和6年4月1日時点において、2分野以上の研修を修了している副主任保育士（専門リーダー）が1人も在籍していない場合、処遇改善等加算Ⅱの人数A（副主任保育士等）の月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保できないことから、確保するまでの間、処遇改善等加算Ⅱの加算認定を受けることができません。あらかじめ、在籍職員の研修修了要件について確認・把握をお願いします。

○必要な研修時間数



令和6年4月から副主任保育士・中核リーダー等が処遇Ⅱ加算を受けるためには令和5年度末（令和6年3月末）までに2分野or30時間の研修受講が完了していることが要件となる。この要件は段階的に引き上げられる。



令和6年4月から職務分野別リーダー・若手リーダーが処遇Ⅱ加算を受けるためには令和5年度末（令和6年3月末）までに1分野or15時間の研修受講が完了していることが要件となる（こちらは要件の引き上げ予定なし）。

○修了すべき研修及び分野（保育園・地域型保育事業所）

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修		専門分野別研修のうち3つ以上の研修分野	専門分野別研修のうち4つ以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1つ以上の研修分野
乳児保育				
幼児保育				
障害児保育				
食育・アレルギー対応				
保健衛生・安全対策				
保護者支援・子育て支援				
マネジメント研修		必須	×（注）	×（注）
保育実践研修		×（注）	×（注）	×（注）

（※）キャリアアップ研修は平成29年度以降に受講したものに限り

（注）原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能。

（注）施設種別、発令種別により対象となる研修分野や必要時間数が異なります。詳しくは取扱要領、FAQ等にてご確認ください。

○修了すべき研修及び分野（幼稚園・認定こども園）

研修内容	副主幹保育教諭 (認定こども園) 中核リーダー (幼稚園)	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの	合計60時間以上（うち、マネジメント研修15時間以上）	合計60時間以上	合計15時間以上

（注）施設種別、発令種別により対象となる研修分野や必要時間数が異なります。詳しくは取扱要領、FAQ等にてご確認ください。

（取扱要領より抜粋）

保育士等キャリアアップ研修（平成29年度以降に受講したものに限る。）

マネジメント研修は副主幹保育教諭又は中核リーダーに限り対象研修となる。また、幼稚園の職員については、「乳児保育」分野は対象研修とならない。ただし、以下の研修については、例外的に対象研修に含めるものとする。

ア 専門リーダーが平成29年度から令和3年度までに受講したマネジメント研修

イ 若手リーダーが令和元年度までに受講したマネジメント研修

ウ 発令の種別によらず、令和元年度までに受講した保育実践研修